

第1章 総則

(目的)

第1条 日本文理大学(以下「本学」という。)は、教育基本法に則り、学校教育法の定める大学として、「産学一致」の建学の精神を礎とし、大学の基本理念として掲げた「産学一致」、「人間力の育成」及び「社会・地域貢献」に基づき、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究することによって、知的、道徳的及び応用的能力を展開し、人格の向上完成に努め、信頼と愛情に支えられた、産業界、地域社会更に国際社会に有為な人材を育成することを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価(以下「自己点検・評価」という。)を行い、その結果を公表するものとする。

2 自己点検・評価については、別に定める。

第2章 組織

(学部、学科及びコース)

第3条 本学に次の学部、学科及びコースを置く。

工学部	機械電気工学科
	建築学科
	航空宇宙工学科
	情報メディア学科
経営経済学部	経営経済学科
保健医療学部	保健医療学科 診療放射線学コース
	保健医療学科 臨床検査学コース
	保健医療学科 臨床医工学コース

2 本学の学部属する学科及びコースの入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

		入学定員	収容定員
工学部	機械電気工学科	60名	240名
	建築学科	80名	320名
	航空宇宙工学科	60名	240名
	情報メディア学科	80名	320名
経営経済学部	経営経済学科	300名	1,200名
保健医療学部	保健医療学科 診療放射線学コース	80名	320名
	保健医療学科 診療検査学コース	50名	200名
	保健医療学科 臨床医工学コース	30名	120名

(大学院)

第4条 本学に大学院を置く。

2 大学院については、別に定める。

(別科)

第5条 本学に別科日本語課程を置く。

2 別科日本語課程については、別に定める。

(図書館)

第6条 本学に、図書館を置く。

2 図書館については、別に定める。

(附置研究所及びセンター等)

第7条 本学に、次の研究所及びセンター等を附置する。

環境科学研究所

太平洋地域研究所

マイクロ流体技術研究所

人間力育成センター

教育推進センター

進路開発センター

産学官民連携推進センター

学長室

学生相談室

国際交流室

アドミッションオフィス

2 附置研究所及びセンター等については、各々別に定める。

(学部附属施設)

第7条の2 工学部に、ものづくりセンターを置く。

2 学部附属施設については、別に定める。

第3章 教育研究目的

(学部の教育研究目的)

第8条 本学の各学部の教育研究目的は次のとおりとする。

(1) 工学部は、4学科の分野において、高度技術社会の要請に十分応え得る知識と技術力、国際化社会に対応できる広い視野と柔軟な思考力を持ち、合わせて問題解決能力、リーダーシップ、企画力などの人間力を有する人材の育成を目指すものとする。

(2) 経営経済学部は、ビジネスコミュニケーション、会計ファイナンス、スポーツビジネス、福祉・心理分野において、それぞれの産業界の要請に応えられる学力及び知識を有するとともに、豊かな心、優れた精神性及び社会人としての基礎力を持ち、地域再生と活性化に寄与する人材の育成を目指すものとする。

(3) 保健医療学部は、人間力と専門の能力、職業能力を兼ね備え、地域医療現場や様々な関連職域で活躍できる人材の育成を目指すものとする。

(各学科の教育研究目的)

第9条 本学の各学科の教育研究目的は次のとおりとする。

(1) 工学部機械電気工学科は、多種にわたる機械及び電気電子製品の技術の進展に柔軟に対応できる実践的な技術力と豊かな創造力を併せ持つとともに、他人と調和し、困難に立ち向かう強い意志を持ち、自分づくりに意欲的な機械電気技術者の育成を目指すものとする。

(2) 工学部建築学科は、身のまわりの住まいの空間から建築・都市まで、豊かな生活のためのものづくり・場所づくりの技術を修得し、建築と土木を総合的に学習することにより、建築家や施工技術者、インテリアデザイナーなど、これからの社会を見すえた広い視野で、環境に調和した街づくりや福祉との融合を図った環境創造ができる人材の育成を目指すものとする。

(3) 工学部航空宇宙工学科は、最先端統合技術の航空宇宙産業に貢献できる技術者を基礎から教育、養成し、航空機設計・製造関連業務に従事できる人材、航空機整備・空港関連業務に従事できる人材、宇宙機器開発に携わる人材、ロケット打上げ業務・地上試験業務に取り組む人材、数値計算による航空機技術開発に挑戦する人材の育成を目指すものとする。

- (4) 工学部情報メディア学科は、今日の高度情報化社会を支える情報技術者を教育、養成し、情報の判断、選択、整理、処理、創造、伝達に関する能力と、情報の重要性や情報への責任感にもとづく情報倫理に対する知識と態度を修めた、情報処理業務に従事できる人材、情報の創造や伝達業務に従事できる人材、情報通信技術を活用して企業活動に貢献できる人材の育成を目指すものとする。
- (5) 経営経済学部経営経済学科は、社会や経済の基礎的仕組の理解をベースに、情報通信技術の活用を含めた幅の広い分野で企業のニーズに応じて活躍できる人材、企業経営を計数的に把握し、産業界の発展に貢献できる人材、スポーツ関連のビジネス界で活躍し、スポーツを通じて社会貢献できる人材及び地域の様々な福祉ニーズに的確に対応し、全ての人々が人間らしく共に生きられる地域福祉の発展に貢献できる人材の育成を目指すものとする。
- (6) 保健医療学部保健医療学科は、細分化された一つの領域に留まらず、チーム医療に対応し、地域医療現場や様々な関連職域で活躍できる人材の育成を目指すものとする。

第4章 教職員組織

(教職員組織)

第10条 本学に、学長、副学長、学部長、副学部長、図書館長、研究所長、センター長、室長、教授、准教授、講師、助教、助手及びその他必要な教職員を置く。

第5章 大学評議会及び教授会

(大学評議会)

第11条 本学に、本学の重要事項を審議するため大学評議会を置く。

2 大学評議会は、次の各号に掲げる大学評議員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 工学研究科長
- (4) 各学部長
- (5) 図書館長
- (6) 各学部ごとに教授3人

3 大学評議会は、学長の諮問に応じて次の事項を審議する。

- (1) 学則及び学内規則の制定改廃に関する事。
- (2) 学部及び学内教育研究施設の設置廃止に関する事。
- (3) 予算配分の方針に関する事。
- (4) 全学的研究教育計画に関する事。
- (5) 教員資格の基準に関する事。
- (6) 学生定員に関する事。
- (7) 学生の生活及び身分に関する重要事項
- (8) 全学的行事に関する事。
- (9) 学部その他の部局の連絡調整に関する事。
- (10) 教授会に付議すべき全学的事項及び教授会への答申並びに要請に関する事。
- (11) その他大学の運営に関する重要事項

4 その他大学評議会に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第12条 学部に、教授会を置く。

2 教授会は、次に掲げるものをもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) それぞれの学部に所属する専任教授

3 教授会には、それぞれの学部に所属する専任の准教授その他の教員を加えることができる。

4 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

5 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるができる。

6 その他教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 学年、学期及び休業日

(学年)

第13条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第14条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第15条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 本学の開学記念日 5月15日

(4) 夏季休業 その期間は、別に定める。

(5) 冬季休業 その期間は、別に定める。

(6) 春季休業 その期間は、別に定める。

2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 学長は、特に必要があると認められるときは、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

第7章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第16条 本学の修業年限は4年とする。

(在学年限)

第17条 学生は8年を超えて在学することができない。ただし、「日本文理大学再入学、転入学、編入学及び転学部、転学科の取扱規程」第8条第1項の規定により入学した学生は、同条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

2 入学前に大学の科目等履修生として単位を修得した学生の在学すべき年数は、その履修単位数等に応じて相当期間を本学の修学年数に通算することができる。修学年数の通算については、教授会の審議を経て学長が決定する。ただし、通算できる年限は2年を限度とする。

第8章 入学

(入学の時期)

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の必要があり、教育上支障のない場合には、学期の始めにおいても入学を許可することがある。

(入学資格)

第19条 本学に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設

の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者も含む。）

(8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入学させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

（入学の出願）

第20条 本学に入学を志願する者は、所定の入学願書に別に定める書類を添えて提出しなければならない。

（入学者の選考）

第21条 前条の入学志願者について、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第22条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、別に定める細則によって所定の手続を完了しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に教授会の審議を経て入学を許可する。

（再入学・転入学・編入学）

第23条 本学への再入学・転入学・編入学を志望する者があるときは、欠員のある場合、選考のうち、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

第9章 教育課程及び履修方法等

（授業科目）

第24条 本学における授業科目は、教養教育科目、専門教育科目、教職に関する専門教育科目及び職業に関する専門教育科目とする。

2 本学における授業科目の種類及び単位数は各学部の規程に定めるところによる。

（教職課程）

第25条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条及び別表第1に基づいて教育職員の免許状の授与を受けるための資格の取得を目的として、本学に教職課程を置く。

2 教育職員の免許状の授与を受けるための資格の取得に必要な授業科目（以下「教職課程科目」という。）及び修得すべき単位等については、次の表に掲げる免許状の種類及び免許教科に並び、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の定めるところに従い、別に定める。

学部	学科	教員の免許状の種類（免許教科）
工学部	機械電気工学科	高等学校教諭一種免許状（工業）
	建築学科	高等学校教諭一種免許状（工業）
	航空宇宙工学科	高等学校教諭一種免許状（工業）
	情報メディア学科	高等学校教諭一種免許状（情報）
経営経済学部	経営経済学科	中学校教諭一種免許状（社会）
		高等学校教諭一種免許状（公民）
		高等学校教諭一種免許状（商業）
		高等学校教諭一種免許状（福祉）

（社会福祉士試験受験資格取得課程）

第25条の2 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第1号に基づいて社会福祉士試験受験資格を取得することを目的として、本学経営経済学部経営経済学科に社会福祉士試験受験資格取得課程を置く。

2 社会福祉士試験受験資格取得課程に関することは、別に定める。

（単位計算方法）

第26条 1 単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

（1）講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

（2）実験、実習及び実技等については、30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

（3）一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（1年間の授業時間）

第27条 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

（各授業科目の授業期間）

第28条 各授業科目の授業は15週にわたる期間を単位として行うものとする。

（授業の方法）

第29条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 本学は文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 本学は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

（昼夜開講制）

第30条 本学は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制により授業を行うことができる。

（単位の授与）

第31条 授業科目を履修した者には考査を行い、合格した者に対して所定の単位を与える。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第32条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合に準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）

第33条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位数の認定）

第34条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（第52条の規定により修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第32条の第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（履修方法）

第35条 学生は、毎学期始めに履修科目を選定し、履修願を提出して、登録しなければならない。

2 履修科目の履修方法等は、別に定める。

（長期にわたる教育課程の履修）

第36条 本学は、本学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

（成績評価）

第37条 授業科目の成績評価は、S、A、B、C評価を合格とし、E評価を不合格とする。

2 成績評価等については、別に定める。

第10章 転学部・転学科・休学・復学・退学・留学及び除籍

（転学部・転学科）

第38条 転学部又は学部内の転学科を志望する者があるときは、欠員のある場合、選考のうえ、相当年次に転学部又は転学科を許可することがある。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

（休学）

第39条 病気その他の事由で3ヶ月を超えて修業することができない者が休学を願い出たときは、教授会の審議を経て学長がこれを許可する。

2 病気その他の事由で修業することが適当でないと認められる学生に対しては、学長は、教授会の審議を経て期間を定め、休学を命ずることがある。

（休学期間）

第40条 休学期間は、第17条の在学年数に算入しない。

2 休学はその学年度内とする。なお、引き続いて次年度も休学を要する者は、許可を得て休学することができる。ただし、休学期間は通算して4年を超えてはならない。

（復学）

第41条 休学事由が消滅した休学者が復学する場合は、復学届を提出し、教授会の審議を経て学長の許可を得なければならない。ただし、休学事由が病気の場合は、診断書を添付しなければならない。

（退学）

第42条 退学しようとする者は、教授会の審議を経て学長の許可を得なければならない。

（留学）

第43条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、教授会の審議を経て学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第45条に定める在学期間を含めることができる。

3 第32条の規定は、外国の大学又は短期大学へ留学する場合に準用する。

4 派遣学生及び派遣留学生については、別に定める。

(除籍)

第44条 次の各号の1に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第17条に定める在学年限を越えた者
- (3) 第40条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

第11章 卒業及び学位

(卒業)

第45条 本学に4年以上在学し、日本文理大学履修規程に従い、次に掲げる単位数を満たした者については、教授会の審議を経て学長が卒業を認定する。

工学部	機械電気工学科	124単位以上
	建築学科	124単位以上
	航空宇宙工学科	124単位以上
	情報メディア学科	124単位以上
経営経済学部	経営経済学科	124単位以上
保健医療学部	保健医療学科	124単位以上

2 第1項の規定により各学科に定められた卒業の要件として修得すべき単位のうち、第29条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

3 本学は、文部科学省の定めるところにより、本学の学生で本学に3年以上在学した者（これに準ずるものとして文部科学大臣が定める者を含む。）で、卒業の要件として本学の定める単位数を優秀な成績で修得したと認める場合の卒業の取扱いは、第1項の規定にかかわらず、別に定める。

4 学長は、本学を卒業したと認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位)

第46条 本学で卒業を認められた者には、次のとおり学士の学位を授与する。

工学部	学士（工学）
経営経済学部	学士（経営経済学）
保健医療学部	学士（保健医療学）

2 学位については、日本文理大学学位規程の定めるところによる。

第12章 賞罰

(表彰)

第47条 本学の学生で表彰に価する行為があった者は、学内優秀者表彰判定委員会で選定し、大学評議会の審議を経て、学長がこれを決定する。

(懲戒)

第48条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の審議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の1に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがない者
- (2) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 3ヶ月を超える停学期間は、第17条の在学年数に算入しない。

第13章 厚生施設

(学生寮)

第49条 本学に、学生寮を置く。

2 学生寮については、別に定める。

(その他)

第50条 学生は、毎学年所定の健康診断を受けなければならない。

第14章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第51条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、学長は、各学部の教育研究に支障のない場合に限り、教授会の審議を経て、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生については、別に定める。

(科目等履修生)

第52条 本学の学生以外の者で、本学の一又は複数の授業科目の履修を志願する者がいるときは、学長は、各学部の教育に支障のない場合に限り、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生については、別に定める。

(特別聴講学生)

第53条 他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者がいるときは、学長は、当該他大学との協議に基づき、特別聴講学生として認めることがある。

2 特別聴講学生については、別に定める。

(外国人留学生)

第54条 外国人で、大学において教育を受ける目的で入国し、本学に入学を希望する者がいるときは、学長は、教授会の審議を経て、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項の外国人に対しては、第24条に掲げるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

3 外国人留学生については、別に定める。

第15章 検定料、入学金及び授業料

(検定料及び授業料)

第55条 本学の検定料及び授業料その他については別に定める。

(授業料の納付)

第56条 学生は、次に定める期日までに授業料その他を納入しなければならない。ただし、前期分納入時に年額を全納することができる。

前期分 4月28日(ただし、新入生については別に定める。)

後期分 10月28日

(授業料等の徴収)

第57条 授業料その他諸納付金に関することは別に定めるところによりこれを徴収する。

(退学及び停学の場合の授業料)

第58条 退学を願い出る場合、その納期分の授業料その他は、これを徴収する。

2 停学を命ぜられた場合、停学中の授業料その他は、これを徴収する。

(授業料の免除及び徴収の猶予)

第59条 授業料その他は、本学に学籍のある間これを納入しなければならない。ただし、前期又は後期を通じて休学を要する者については、授業料その他を減免することができる。

2 授業料その他の減免及び徴収猶予等については、別に定める。

(研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生の授業料等)

第60条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生の検定料及び授業料については、別に定める。

第16章 公開講座及び公開講義

(公開講座及び公開講義)

第61条 本学は、地域社会に貢献するため公開講座及び公開講義を開設することができる。

2 公開講座及び公開講義の授業料等については、別に定める。

附 則（昭和47年11月10日）

- 1 本学則は、昭和47年11月10日から施行する。
- 2 本学則第17条及び第26条については、昭和48年度入学生から適用する。

附 則（昭和49年4月1日）

- 1 本学則は、昭和49年4月1日から施行する。
- 2 本学則第26条については、昭和49年度入学生から適用する。

附 則（昭和50年4月1日）

- 1 本学則は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 本学則第26条については、昭和50年度入学生から適用する。

附 則（昭和51年4月1日）

- 1 本学則は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 本学則第26条については、昭和51年度入学生から適用する。

附 則（昭和52年4月1日）

- 1 本学則は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 本学則第26条については、昭和52年度入学生から適用する。

附 則（昭和53年4月1日）

- 1 本学則は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 本学則第26条については、昭和53年度入学生から適用する。

附 則（昭和54年4月1日）

本学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年4月1日）

本学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年4月1日）

本学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年4月1日）

本学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年4月1日）

本学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日）

本学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年4月1日）

本学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年4月1日）

本学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日）

本学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年4月1日）

本学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年4月1日）

本学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年4月1日）

本学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年9月1日）

本学則は、平成3年9月1日から施行する。

附 則（平成4年2月1日）

本学則は、平成4年2月1日から施行する。

附 則（平成4年4月1日）

本学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年4月1日）

本学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日）

本学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年4月1日）

本学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日）

本学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日）

本学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日）

本学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日）

本学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年9月20日）

本学則は、平成11年9月20日から施行する。

附 則（平成12年4月1日）

本学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年5月24日）

本学則は、平成12年5月24日から施行する。

附 則（平成13年4月1日）

1 本学則は、平成13年4月1日から施行する。

2 本学則第19条第3項については、平成11年度入学生から適用する。

附 則（平成13年8月6日）

本学則は、平成13年8月6日から施行する。

附 則（平成14年4月1日）

1 本学則は、平成14年4月1日から施行する。

2 本学則は、平成14年度入学生から適用する。

3 平成13年度以前の入学生は、従前の定めによる。

附 則（平成15年4月1日）

1 本学則は、平成15年4月1日から施行する。

2 本学則は、平成15年度入学生から適用する。

3 平成14年度以前の入学生は、従前の定めによる。

附 則（平成18年4月1日）

1 本学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 本学則は、平成18年度入学生から適用する。

3 平成17年度以前の入学生は、従前の定めによる。

附 則（平成19年4月1日）

1 本学則は、平成19年4月1日から施行する。

2 本学則は、平成19年度入学生から適用する。

3 平成18年度以前の入学生は、従前の定めによる。

附 則（平成19年6月1日）

本学則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日）

1 本学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 本学則は、平成20年度入学生から適用する。

3 平成19年度以前の入学生は、従前の定めによる。

附 則（平成20年4月28日）

1 本学則は、平成20年4月28日から施行する。

2 本学則は、平成20年度入学生から適用する。

3 平成19年度以前の入学生は、従前の定めによる。

附 則（平成21年4月1日）

1 本学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 本学則は、平成21年度入学生から適用する。

3 平成20年度以前の入学生は、従前の定めによる。ただし、本学則第25条の2については、平成20年度入学生から適用する。

附 則（平成22年4月1日）

1 本学則は、平成22年4月1日から施行する。

2 本学則は、平成22年度入学生から適用する。

3 平成21年度以前の入学生は、従前の定めによる。ただし、本学則第25条の2については、平成20年度入学生から適用する。

附 則（平成24年4月1日）

1 本学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 本学則は、平成24年度入学生から適用する。

3 平成23年度以前の入学生は、従前の定めによる。

附 則（平成26年4月1日）

本学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

本学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月1日）

本学則は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日）

本学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日）

本学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日）

本学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年11月1日）

本学則は、令和4年11月1日から施行する。

附 則（令和4年12月1日）

本学則は、令和4年12月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日）

1 本学則は、令和5年4月1日から施行する。

2 本学則は、令和5年度入学生から適用する。

3 令和4年度以前の入学生は、従前の定めによる。